

令和2年7月豪雨の災害により休業している事業主の皆様へ

～休業手当を支払って雇用を維持する場合の助成金のお知らせ～

豪雨による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者と事前に結んだ労使間の協定に基づき休業を行い、その休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金を利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような理由により休業する場合に利用できます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
 - ・ 風評被害による観光客の減少により、売上げが減少した場合 等
- 「事業活動の縮小」は以下のとおり確認します。
 - ・ 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均が、前年同期に比べ10%以上減少していること
 - ・ 雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者の最近3か月間の月平均が、前年同期と比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと

詳細な内容や、お困りのことがあれば、福岡労働局またはハローワークの雇用調整助成金の相談窓口にご相談ください。

雇用調整助成金に関する福岡労働局の相談・申請受付窓口

※窓口での相談は混雑緩和のため予約制により承っています。

業務取扱時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日、年末年始を除く）

相談・申請受付窓口	所在地	電話番号
福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 令和 2 年 7 月 6 日（月）業務開始	福岡市博多区博多駅東 2-14-1 スフィクスセンタービル 2 階	092-402-0537
福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口	北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10 八幡労働総合庁舎 1 階	093-616-0860

雇用調整助成金に関するハローワーク相談窓口一覧

- 以下のハローワークでは、雇用調整助成金に関する相談及び申請の受付を行っています。

※窓口での相談は混雑緩和のため予約制により承っています。

業務取扱時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日、年末年始を除く）

相談・申請受付窓口	所在地	電話番号
ハローワーク飯塚	飯塚市芳雄町 12-1	0948-24-8609
ハローワーク大牟田	大牟田市大正町 6-2-3	0944-53-1551
ハローワーク久留米	久留米市諏訪野町 2401	0942-35-8609
ハローワーク小倉	北九州市小倉北区萩崎町 1-11	093-941-8609

- 以下のハローワークでは、雇用調整助成金に関する相談のみを行っています。

※窓口での相談は混雑緩和のため予約制により承っています。

業務取扱時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分（土・日・祝日、年末年始を除く）

相談窓口	所在地	電話番号
ハローワーク福岡中央	福岡市中央区赤坂 1-6-19	092-712-8609
ハローワーク直方	直方市大字頓野 3334-5	0949-22-8609
ハローワーク田川	田川市弓削田 184-1	0947-44-8609
ハローワーク行橋	行橋市西宮市 5-2-47	0930-25-8609
ハローワーク福岡東	福岡市東区千早 6-1-1	092-672-8609
ハローワーク八女	八女市馬場 514-3	0943-23-6188
ハローワーク朝倉	朝倉市菩提寺 480-3	0946-22-8609
ハローワーク福岡南	春日市春日公園 3-2	092-513-8609
ハローワーク福岡西	福岡市西区姪浜駅南 3-8-10	092-881-8609